

平成27年9月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第34号

松伏町教育委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員小林忠盛氏の任期は、平成27年9月30日で満了となるが、後任として田口嘉則氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成27年10月1日から平成31年9月30日まで

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度松伏町一般会計補正予算（第2号））

1 趣旨

6月中旬に発生した大雨の影響による八間堀悪水路改修工事の実施に伴い、緊急に平成27年度松伏町一般会計予算を補正する必要が生じ、平成27年7月7日に平成27年度松伏町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

補正前予算額 8, 145, 334千円

補正予算額 30, 000千円

合 計 8, 175, 334千円

議案第36号

松伏町農村トレーニングセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町農村トレーニングセンターの料理実習室を多目的室に改修することに伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

農村トレーニングセンターの行う業務及び使用料の規定中「料理実習室」を「多目的室」に改める。（第3条第1号及び別表）

3 施行期日

平成27年10月1日

議案第37号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの交付等の手数料を新設し、並びに住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するための条例の改正

2 内容

(1) 通知カードの再交付手数料の新設

事務の種類	手数料の額
通知カードの再交付 (規則で定める場合に限る。)	1枚につき 500円

(2) 個人番号カードの交付手数料の新設及び住民基本台帳カードの交付手数料の廃止

ア 個人番号カードの交付手数料の新設

事務の種類	手数料の額
個人番号カードの交付 (規則で定める場合に限る。)	1枚につき 800円

- イ 住民基本台帳カードの交付手数料の廃止
住民基本台帳カードの交付に係る手数料を廃止するもの

3 施行期日

2 (1) については平成27年10月5日、2 (2) については平成28年1月1日

議案第38号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

特定警察職員等 (※) の定義に係る引用条項の規定の整備

現 行	改 正 後
地方公務員等共済組合法 附則第18条の2第1項第1号	厚生年金保険法 附則第7条の3第1項第4号

※ 「特定警察職員等」とは、警察官、皇宮護衛官、消防吏員、常勤の消防団員で一定の階級以下の階級である組合員又は組合員であった者のうち、60歳以上で1年以上の組合員期間を有し、国民年金、厚生年金、共済年金等の保険料納付済み期間等が25年以上ある者で引き続き20年以上在職していた者をいう。

3 施行期日

平成27年10月1日

議案第39号

松伏町個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町個人情報保護条例の一部を改正する条例 (第1条)

特定個人情報 (※) の取扱いについての特例

※ 「特定個人情報」とは、個人番号 (マイナンバー) をその内容に含む個人情報をいう。

ア 目的外利用の制限

個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難な場合に限り、特定個人情報の目的外利用を認める。

イ 提供の制限

番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供することはできない。

ウ 開示・訂正・利用停止請求

本人、法定代理人又は任意代理人による特定個人情報の開示請求、訂正請求又は

利用停止請求を認める。

エ 利用停止請求

特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に次の違反があった場合についても、利用停止請求を認める。

- (ア) 利用制限に対する違反
- (イ) 収集制限・保管制限に対する違反
- (ウ) ファイル作成制限に対する違反
- (エ) 提供制限に対する違反

オ 他の法令による開示の実施との調整

個人情報については、他の法令の規定により条例と同一の方法で開示することができる場合には、開示を実施しないこととしているが、特定個人情報については、他の法令の規定により条例と同一の方法で開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。

(2) 松伏町個人情報保護条例の一部を改正する条例（第2条）

情報提供等記録（※）の取扱いについての特例

※ 「情報提供等記録」とは、特定個人情報を情報提供ネットワークシステムで照会又は提供した際に行われたやりとりの記録をいう。

ア 目的外利用の制限

情報提供等記録の目的外利用は認めない。

イ 利用停止請求

情報提供等記録の利用停止請求は認めない。

ウ 事案の移送

開示・訂正決定に際し、情報提供等記録の他の機関への移送は認めない。

エ 訂正の通知先

情報提供等記録の訂正については、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、2（2）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第40号

松伏町学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

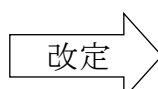
1 趣旨

学童クラブの保育料の額を改定するための条例の改正

2 内容

学童クラブの保育料の改定

現	行
月額	5,000円



改	正	後
月額	7,000円	

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第41号

松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 「地域密着型介護予防サービス事業者」の定義に係る引用条項の規定の整備

現 行	改正	改 正 後
介護保険法第8条の2第14項	→	介護保険法第8条の2第12項

(2) 「指定介護予防サービス等」の定義に係る引用条項の規定の整備

現 行	改正	改 正 後
介護保険法第8条の2第18項	→	介護保険法第8条の2第16項

3 施行期日

公布の日

議案第42号

松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に配置する保育士の数の算定において、保育士とみなすことができる職員に准看護師を追加するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に配置する保育士の数の算定において、保育士とみなすことができる職員に准看護師を追加する。

現 行	改正	改 正 後
勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	→	勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第43号

松伏町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

「指定介護予防サービス等」の定義に係る引用条項の規定の整備

現 行	改正	改 正 後
介護保険法第8条の2第18項	→	介護保険法第8条の2第16項

3 施行期日

公布の日

議案第44号

平成27年度松伏町一般会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	8, 175, 334千円
2 補正予算額	129, 422千円
3 合計	8, 304, 756千円

議案第45号

平成27年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	4, 456, 210千円
2 補正予算額	51, 672千円
3 合計	4, 507, 882千円

議案第46号

平成27年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	567, 743千円
2 補正予算額	3, 000千円
3 合計	570, 743千円

議案第47号

平成27年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	7, 602千円
2 補正予算額	1, 093千円
3 合計	8, 695千円

議案第48号

平成27年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	1, 595, 126千円
2 補正予算額	43, 443千円
3 合計	1, 638, 569千円

議案第49号

平成27年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	278, 238千円
2 補正予算額	△2, 057千円
3 合計	276, 181千円

議案第50号

平成26年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8, 609, 656, 098円
2 歳出総額	8, 146, 510, 702円
3 歳入歳出差引額	463, 145, 396円
4 実質収支額	374, 220, 396円

議案第51号

平成26年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	4,025,535,690円
2 歳出総額	3,755,041,425円
3 歳入歳出差引額	270,494,265円
4 実質収支額	270,494,265円

議案第52号

平成26年度松伏町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	596,664,496円
2 歳出総額	575,888,796円
3 歳入歳出差引額	20,775,700円
4 実質収支額	20,775,700円

議案第53号

平成26年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	7,725,223円
2 歳出総額	7,121,414円
3 歳入歳出差引額	603,809円
4 実質収支額	603,809円

議案第54号

平成26年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	1,614,765,022円
2 歳出総額	1,562,037,004円
3 歳入歳出差引額	52,728,018円
4 実質収支額	52,728,018円

議案第55号

平成26年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	217,471,063円
2 歳出総額	216,344,783円
3 歳入歳出差引額	1,126,280円
4 実質収支額	1,126,280円